

要 望 書
意 見 書



パブリックコメント：意見募集

教 育

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申素案）」に関する意見募集の実施について

案件番号 185001019

定めようとする命令等の題名 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

根拠法令項 -

行政手続法に基づく手続であるか否か 任意の意見募集

問合せ先

（所管府省・部局名等） 文部科学省初等中等教育局財務課
電話：03-5253-4111（内線 2588）

案の公示日 2018 年 12 月 06 日

意見・情報受付開始日 2018 年 12 月 06 日

意見・情報受付締切日 2018 年 12 月 21 日

意見 1 : P12 <教育環境や体制整備>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に関して、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

○・・・1校当たり週1日・数時間というように勤務時間が限られていると同時に、その勤務特性を補うために教員によるコーディネートが必須となることで新たな負担を増やし、各学校において十分な機能を果たすことができていない。

理由：限られた勤務時間の専門スタッフとの連携のためには、校内の調整等、関係者によるコーディネートが必須で、新たな負担を増やしている状況がある。そのことも、十分な機能を果たすことができないことにつながっているので明記していただきたい。

意見 2 : P22 (2) 学校の労働安全衛生管理の充実のための方策について、注釈 54 に下線部を追加していただきたい。

○注釈 54「衛生管理者の資格要件として、教育職員免許法第四条の規定に基づく保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で・・・」

理由：衛生管理者の資格要件は養護教諭だけではないので、そのことがわかるよう、規程にある内容を加えていただきたい。

意見 3 : P54 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等の3年後をめどに勤務実態の調査を行うことに関して、下記のとおり下線部を追加していただきたい。

○・・・今回の議論スタートとなった教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後をめどに勤務実態の調査を行うべきである。加えて養護教諭、栄養教諭などの少数の専門職についても、その職種の特殊性を考慮した勤務実態改善状況の把握を行うべきである。

理由：今回の教員勤務実態調査が2学期に行われたことで、養護教諭の多忙時期の勤務実態が明らかにされなかったことや、勤務時間の数字に現れない多忙さの実態把握が十分でなかったといえる。専門職である養護教諭等の働き方改革のためには、その職種の特性に応じた実態調査が必要であると考えます。

意見 4 : P67 給食時の対応に関して、下記のとおり下線部を追加していただきたい。

○・・・そして、学級担任や養護教諭、栄養教諭の負担軽減の観点からも、・・・

理由：食物アレルギーの把握と対応については、児童生徒の保健管理の観点からも養護教諭は大きく関わっており、負担軽減に向けた内容でもあるので明記していただきたい。

意見 5 : P71 支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、下記のとおり下線部を追加していただきたい。

○・・・また、支援が必要な児童生徒や保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ・・・

理由：養護教諭は、保健室登校だけでなく、糖尿病やアレルギー疾患等の支援が必要な児童生徒に対して、専門的な知識を活かし、保護者や病院との連携も含め様々な支援や対応を行っている実態があるので、追加して明確にしていきたい。

文部科学大臣
柴山 昌彦 様

全国養護教諭連絡協議会
会 長 村 井 伸 子

養護教諭の適正配置と研修に関する要望書

日頃より、全国養護教諭連絡協議会の活動にご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、グローバル化が急速に進み社会が大きく変化してきており、それに伴い、現在の児童生徒は、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じています。また、いじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題のほか、特別な支援を要する児童生徒も増加してきています。

学校現場に求められる役割が増大し、教員に過重な負担がかかっていることが指摘されている中、これらの現代的な健康課題の解決に向けては、養護教諭への期待は高く役割が拡大してきており、養護教諭の働き方改革の課題にもなっています。

本会は、子供たちの心身の健やかな成長を願い、学校における保健教育の推進に努めている養護教諭の研究団体であり、今年設立 28 年となります。学校における保健教育の充実のため、さらには養護教諭の働き方改革の方策として、下記の要望事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

【要望事項】

- 1 養護教諭の全校配置をお願いしたい
- 2 養護教諭の複数配置の拡充をお願いしたい
- 3 養護教諭の現職研修の制度化と充実を図っていただきたい

【要望理由】

- 1 養護教諭の全校配置をお願いしたい

【資料 1】

- ・全国には養護教諭の未配置校があり、専門職である養護教諭による保健管理や保健教育が行われていない現状がある。また、その職務を担う教職員の負担が大きいことや、近隣校や中学校区等での兼務や地域内の養護教諭が健康診断等の補助的業務を行っていることなども、課題として挙げられている。

2 養護教諭の複数配置の拡充をお願いしたい

【資料1・2・3・5】

- ・養護教諭の支援を求めて保健室へ来室してくる児童生徒は多く、その課題は多様化・深刻化しており、時間をかけて対応することが多い。しかし、養護教諭の業務は、保健室での対応のほか、感染症問題への対応、保健教育、校内の学校保健に関する各種会議、研修会の運営や出席、地域医療機関及び家庭との連携など多岐にわたっており、これらの業務をこなす負担は大変大きい。児童生徒の健康課題の早期発見や予防、改善のためには、個別対応の充実や保健教育に積極的に関わっていけるよう養護教諭の複数配置の拡充が必要である。
- ・保健室は、児童生徒のみならず、教職員、保護者も相談に訪れており、特に教職員の利用については増加傾向にある。複数配置の充実は、保護者や教職員からの多様な相談事項等へのより確実な対応にもつながり、そのことは、児童生徒の健康課題解決や教職員の健康管理、働き方改革に結びつくものである。
- ・養護教諭の複数配置は、養護教諭同士の資質向上を図ることにもつながることなどからも、働き方改革の視点でも有効な措置と考える。
- ・複数配置が難しい場合は、養護教諭の非常勤の配置や健康診断等の繁忙期加配をすることで、児童生徒への対応や保健教育等のさらなる充実につながると考える。

3 養護教諭の現職研修の制度化と充実を図っていただきたい 【資料4・5】

- ・養護教諭の新規採用者研修や中堅養護教諭資質向上研修は法制化されていないため、教育公務員特例法第23条の初任者研修、第24条の中堅教諭等資質向上研修の対象とならず、研修日数や研修内容等に地域差がある。
- ・養護教諭は一校一人配置が大半であり、経験の浅い養護教諭は、必要な知識を得られる機会が限られている。そこで、専門職である養護教諭としてサポートできる校外のリーダー的な指導主事・主任養護教諭・主幹養護教諭等の配置や養成を行い、日常の指導・支援をする体制を構築することは、実践的な資質・能力の向上に有効である。またそれは、児童生徒の健康課題解決につながるものである。地域差なくすべての都道府県で体制を構築していくことが必要である。
- ・中央教育審議会答申「第3期教育振興基本計画について」において、保健教育及び管理等を推進するため、その中核的な役割を担う養護教諭をはじめ教職員の資質・能力向上を図ることと示されたとおり、複雑化・多様化している児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応していくためには、専門的なスキルアップの研修は不可欠である。
- ・児童生徒の健康課題解決のためには、それぞれの経験や年齢に応じて資質を積み重ね、養護教諭が中心となって学校保健活動を推進していけるよう、キャリアステージに応じた研修体系が必要である。